

## 議会改革検討会議に係る報告

当会議は、議会改革に係る検討項目について、協議を行った結果、結論を得たので、別紙のとおり報告する。

平成25年12月19日

神奈川県議会議長  
古沢時衛殿

議会改革検討会議  
座長 松田良昭

# 平成25年 議会改革検討会議報告書

平成25年12月19日

神奈川県議会 議会改革検討会議

はじめに

議会改革検討会議では、地方自治法に位置づけられた協議及び調整の場の一つとして、従来から、様々な議会の改革について検討してきたが、平成25年の会議では、県議会議員の定数及び選挙区のあり方について、有識者や非交渉会派の意見聴取を行うなど、10月に及ぶ真摯な協議を重ねてきた。

会議の流れとしては、議会改革の理念を踏まえつつも、会議を構成する各会派の考え方の整合性を図りながら、議論の方向性を整理してきたところである。

結果として、会議として、考え方に共通の理解を得られたので、とりまとめて報告するものである。

議長におかれては、県議会として、正式に具体的な条例改正に向けた作業を加速していく必要があることをご理解いただき、この報告に盛り込まれた考え方を踏まえて、早期に議員定数等検討委員会を立ち上げられるよう提言する。

平成25年12月19日

神奈川県議会議長 古沢 時衛 殿

議会改革検討会議 座長 松田 良昭

## 1 総定数について

### (1) 議会改革の視点の重視

〔議会改革と行政改革〕

議会改革は地域民主主義のさらなる実現を目指すために行われるものであり、行政改革とは自ずから異なる視点に立って取り組むべきものであると考える。

〔議会改革は機能充実が主眼〕

次回平成27年選挙に向けた県議会議員の総定数等の見直しにあたっては、議会改革の目標である議会の機能充実に努めることを主眼とし、行政改革については、引き続き他の手段により自主的に取り組むことを基本とする。（参考1）

### (2) 総定数の考え方

〔常任委員会中心主義〕

県議会の果たすべき役割として、行財政運営の監視や政策立案など、高度かつ専門性の高い機能の発揮を求められている。県議会がこれらの機能を十全に発揮していくためには、県議会が伝統としてきた常任委員会中心主義を尊重していく必要がある。（参考2）

〔現状を前提とした検討〕

また、地方分権の大きな流れの中で、県に対する行政需要が増大し、果たすべき役割も増加傾向にある中で、県議会の常任委員会数や、各委員会に配当されるべき委員数については、現状を前提とした検討がなされるべきであると考えます。

〔総定数のあり方〕

総定数の検討は、こうした委員会のあり方を踏まえて算出することが適切と認められる。

## 2 個別の選挙区について

〔地域代表としての側面〕

県議会議員は県民全体を代表する立場にあるが、同時に、特定の選挙区から選出された地域代表でもある。

〔選挙区のあり方〕

こうした地域代表制を支える選挙区については、3つの政令市が所在し、都市と農村など、様々な地域的差異がある本県の実情を踏まえた選挙区のあり方が維持されることが望ましい。

〔幅広い地域代表〕

憲法の原則である投票価値の平等性の確保に配慮しつつも、法令が定め司法判断が許容する範囲で、なるべく幅広い地域代表の選出が可能な選挙区のあり方を追求すべきと考える。（参考3）

〔重要な変更と周知期間〕

なお、選挙区のあり方に重要な変更を行う場合には、対象となる選挙区の選挙民の利益等を考慮し、少なくとも1年程度の周知期間を設ける必要があることを指摘しておく。

## 3 人口動態等を見据えた定数検討について

〔県域の人口動態〕

県全体としては人口の微増が続いており、人口増加のピークとしては平成31（2019）年が想定されている。また、県内でも地域によっては既に人口減少が始まっている市区町村もある。特に、県西地域及び三浦半島地域において減少傾向は顕著であり、3政令市でも人口が増加する行政区と減少が始まっている行政区が混在している。

〔人口と選挙区〕

今後、こうした傾向がさらに進展する可能性もあり、本県の地域ごとの人口の推移の傾向は、個別の選挙区や地域代表制のあり方に大きな影響を及ぼす可能性がある。

〔中長期的な判断〕

次回平成27年選挙に向けては、平成22年国勢調査の結果が基準となるが、個別の選挙区の定数については中長期的な視点も含めて、合理的な判断をしていくことが望ましい。

#### **4 改正公職選挙法への対応について**

〔改正要旨〕

平成25年12月に都道府県議会議員の選挙区に係る公職選挙法改正が行われ、郡の区域によらず、市町村及び政令市の行政区を単位として条例で選挙区を設置できることとなった。

政令市の区域については、行政区によらず2つ以上の選挙区を設けることもできるようになった。

〔改正と人口比例原則〕

法令上、選挙区の設定について、県議会の判断による自由度が高まった一方で、人口比例原則については変更がない。

〔改正法に基づく取扱い〕

取扱いの方向性については、今後とも議論していく必要がある。

#### **5 今後の議会改革等に向けた課題**

議会改革検討会議としては、従来からの取組に加えて、今回の定数等検討において有識者意見聴取で示された意見も参考に、引き続き大胆な改革に取り組んでいく。

## **(1) 議会改革への取組**

議会改革は議会機能の充実強化が主眼であり、当面、次の2点が重要と考える。

### **ア 委員会機能の充実**

[常任委員会の機能強化]

県議会の機能の中核である常任委員会の機能強化に向けて、委員間討議の実施のルール化など、委員会審査の充実や執行機関に対するチェック機能の強化に努める必要がある。

[特別委員会の活性化]

特別委員会の活性化を図る方策を検討する必要がある。

### **イ 議会機能の一層の強化**

[事務局機能の活性化]

議会機能の全般的強化に資するため、議会活動を支援する議会局が担う調査や政策立案等の機能強化に努める必要がある。

[議会広報等のあり方]

県議会の活動に関する県民理解を高めるため、議会広報のあり方の検討や情報公開の一層の充実を努める必要がある。

## **(2) 行政改革への取組**

### **ア 従来からの取組**

[県議会の行革努力]

本県議会では、従来から、県財政の窮状に鑑みて、自主的な事業の休止や各種手当の廃止など、各種の経費節減策を講じるとともに、知事等の給与等のカット状況を勘案して、議員報酬・期末手当のカットを断行してきた。(参考4)

## イ 今後の取組の方向

[今後の方向性]

県議会の機能等の充実を図るとともに、従来の取組も参考に、議会関係の行政改革として可能なものについては、必要性を適宜検討し、継続的に取り組んでいくべきである。

冗費の節減にとどまらず、新庁舎免震改修工事に併せて議会活動を支える議場の改修等の機会があることから、ICTのインフラ整備を行い環境負荷の逡減に努めるなど、投資額とランニングコストの関係も十分吟味し、県議会が目指す行政改革の新たな方向性の実現に向けて、積極的に取り組んでいく。



(参考1)

- ・ 現に施行されている議員定数条例で比較すると、議員選出の根拠条文を異にする東京都を除き、神奈川県の人口10万人あたりの県議会議員代表率は、1.1825であり、人口代表率日本一の県である。
- ・ なお、大阪府等の未施行が施行された場合でも、本県は第2位となる。

(参考2)

- ・ 常任委員会数については、昭和31（1956）年の地方自治法の改正により、制限が加えられたが、それまでは11委員会制を布いており、同年から現行の8委員会制となった。この時期には議員定数が法定であったため、各委員会の委員数も間接的に法定であったと言える。

(参考3)

- ・ 最高裁の判例では、制度上、地方議会議員の選挙区間の一票の価値の格差については、3倍以内が合憲とされている。

(参考4)

- ・ これまでの削減額は、平成10年度以降で16億余万円に及んでいる。